

## 大阪市従業員労働組合との交渉議事録

### 勤務条件制度の改正について

環境施設組合総務課長以下、大阪市従業員労働組合書記長以下との本交渉

日時 平成29年2月3日(金)午後3時

場所 環境施設組合 会議室B

(環境施設組合)

本日は、勤務条件制度の改正について、提案をしてみたい。

今回の制度改正については、大阪市において改正を予定している「勤務条件制度の改正」と同様の改正を行うものである。

改正の主旨としては、育児又は介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、介護のため一日の勤務時間の一部につき勤務しないことができるようにするなどの措置を講じるものである。

改正内容としては、

- 1 育児休業等における子の範囲の拡大については、特別養子縁組の成立に係る監護期間中の子などを新たに対象として加える。
- 2 介護休暇の分割取得については、これまで連続する6月間が取得期間であったが、6月の間で3回を上限に分割取得することを可能とする。
- 3 介護時間の新設については、所定労働時間の短縮措置として、1日最大2時間まで勤務時間を短縮することができる制度を新設する。
- 4 また、育児休業や介護休暇の申し出をすることができる非常勤職員の要件について、これまで子が2歳以降も雇用継続の可能性のある職員となっていたところ、これを1歳6か月とする。
- 5 配偶者同行休業については、これまで1回に限り延長が可能であったところ、外国での勤務が期間満了後も引き続くこととなり、これが請求時には確定していなかった場合などについては、再度の延長を可能とする。
- 6 その他運用面での取扱いとして、産前産後休暇に係る分べん予定日の取扱いの変更、切迫早産時の復職の取扱いの変更、分べん予定日前8週より前の出産

時における産前産後休暇の取扱いの変更及び介護休暇に係る復職時調整の取扱いの変更を行う予定である。詳細は別紙を参照してほしい。

最後に、実施時期であるが、平成29年4月1日からを予定している。

(組合)

ただ今、育児又は介護を行う組合員の、職業生活と家庭生活の両立を一層容易にすることを理由として、勤務条件制度の改正についての提案が環境施設組合側から示されたところである。

本制度内容については、昨年8月に人事院が、国家公務員の両立支援制度の改正に関する勧告を行い、国においては本年1月より施行されている。大阪市においても市労連との交渉で本年4月からの実施となることから、環境施設組合として、大阪市に準じ、提案しているものと認識している。しかし、今回の国の法改正についても、民間労働法制の改正内容に即したものとなっていることから、本来は、公務が模範的使用者として一層の改善に向けた検討を行うべきであるとも考える。

環境施設組合としても、そうした認識を持ち、今後は、社会全体の流れを十分に汲み取り、大阪市に対して、家庭と仕事の両立に向けた、ワークライフバランスの推進も積極的に働きかけるべきである。

いずれにしても、本日、提案を受けたところであり、今後、事務折衝等を開催し、詳細な説明と誠意ある協議を要請しておく。

(環境施設組合)

本組合としても、引き続き、適切に対応・協議していきたいと考えているので、よろしく願います。

(組合)

ただ今環境施設組合から、今後、適切に協議を行っていくことが示された。本改正については、組合員の不利益になるものではないと認識するが、制度の内容について、事務折衝などで協議を行っていくこととする。